



# 地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能 の強化・充実のための都道府県ブロック会議

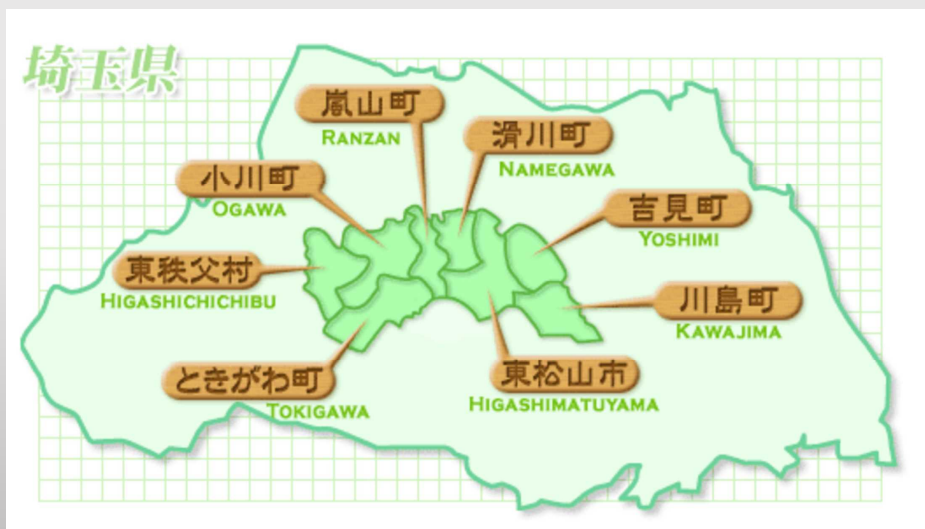
東松山市及び比企地域における地域生活支援拠点等整備に向けた取組

平成30年10月26日  
東松山市役所障害者福祉課



# 比企地域市町村の概要

人口・面積(H30.9.1現在)



市町村	人口(人)	世帯数	面積 (km <sup>2</sup> )
東松山市	90,193	39,669	65.35
滑川町	18,899	7,645	29.68
嵐山町	17,974	7,881	29.92
小川町	30,226	13,002	60.36
川島町	20,379	8,108	41.63
吉見町	19,231	7,702	38.64
ときがわ町	11,327	4,720	55.90
東秩父村	2,840	1,080	37.06
合計	211,069	89,807	358.54

## 比企地域の障害福祉に関する取組

障害者相談支援事業(委託相談)、地域活動支援センター事業、基幹相談支援センター事業の共同実施  
 委託相談支援事業所 3事業所、地域活動支援センター 2事業所、基幹相談支援センター  
 比企地域自立支援協議会の設置(平成18年度から)

全体会、幹事会、障害福祉サービス事業所連絡会、委託相談支援事業所連絡会、地域移行支援連絡会、  
 障害者就労支援連絡会

## 東松山市の障害者福祉施策

総合福祉エリアにおける総合相談の実施

高齢者、障害者からの相談を24時間365日受付

障害者生活支援センター（ケアサポートいわはな）の設置

生活支援サービス（車両による移送、一時預かり等）、自立体験ステイ、貸館の実施等

障害者就労支援センターザックの設置

市単費によるジョブコーチの配置、運営法人自主事業としての就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援の実施、障害者就労支援コーディネーター事業の実施

東松山市地域自立支援協議会の設置（平成19年3月から）

○終了した取組

住まいの場を確保するプロジェクト、重症心身障害児・者の生活を支えるプロジェクト、地域課題調査チーム、芸術・文化プロジェクト、精神障害者の地域定着支援を考えるプロジェクト

○現在・今後の取組

障害者進路支援連絡会議、障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議、障害のある子どもの放課後及び長期休業期間中の居場所検討プロジェクト、医療・福祉連携プロジェクト（予定）、地域生活支援拠点等検討プロジェクト（予定）

協議会の検討から地域で始まった取組

○東松山市社会福祉協議会における拠点的生活支援センター事業

○グループホーム連絡会

# 比企地域における地域生活支援拠点等整備に係る取組

## 第4期障害福祉計画期間(平成27年度から平成29年度まで)

### 東松山市第4期障害福祉計画の目標

平成29年度末までにケアサポートいわはなを中心に市内の各種事業所が連携して支援を行う体制を整備する。

比企地域で地域生活支援拠点等を整備する考えはなかった。

### 比企地域他町村からの共同整備の提案

平成28年12月比企地域自立支援協議会において他の町村から共同整備が提案された。

### 共同整備の課題

#### ○地域資源(障害福祉サービス事業所)の偏在

例：居宅介護事業所 東松山市12事業所、滑川町3事業所、東秩父村1事業所  
特定相談支援事業所 東松山市6事業所、滑川町1事業所、東秩父村なし

#### ○広範な区域

8市町村の総面積：358.54km<sup>2</sup>・・・埼玉県の約10%

川島町から東秩父村まで車で1時間以上

## 第4期障害福祉計画期間(平成27年度から平成29年度まで)

### 市町村間における協議の結果

緊急時の受入れ体制(緊急コール・緊急対応)の整備から進める。

区域が広いので3つ程度に分けて区域設定をしたほうが良いのではないかと。

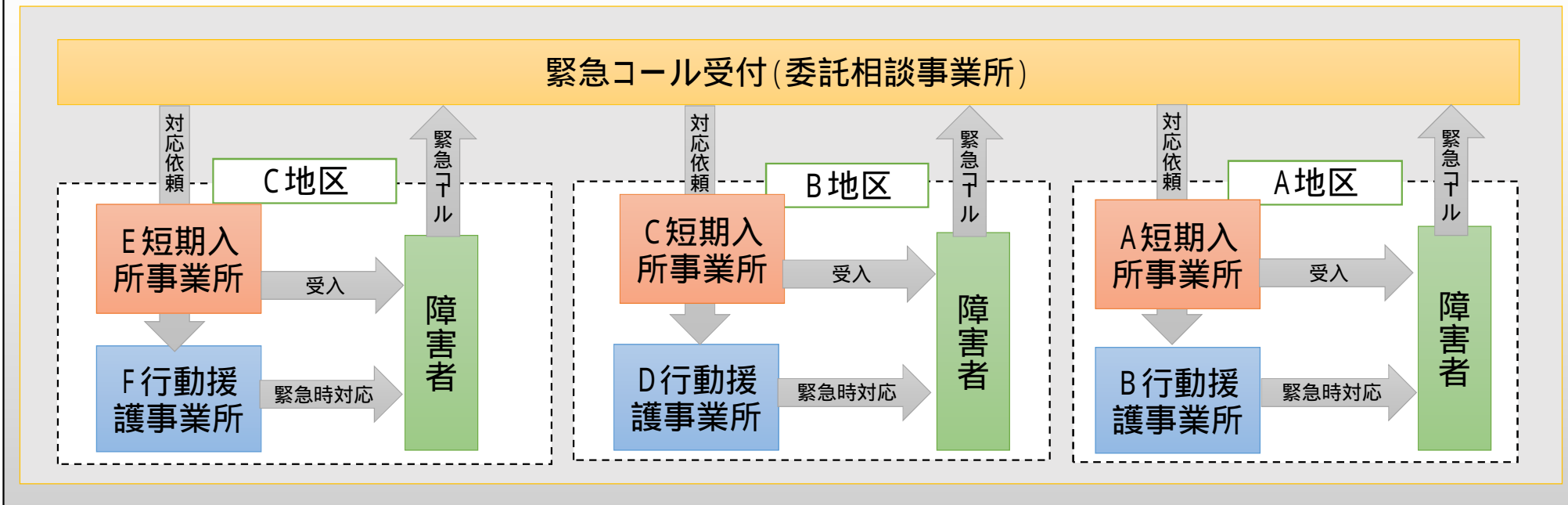
例: 東秩父村の人に対して東松山市の事業所が緊急時対応できるのか?

緊急コールについては、共同実施している委託相談支援事業が活用できないか。

地域資源がない町村は近隣の市町村の社会資源を活用すべきではないか。

○新たな予算措置は厳しい。既存の介護給付費を活用する。

### 比企地域で協議した地域生活支援拠点等のイメージ図



# 東松山市第5期障害福祉計画の目標設定

## 第5期障害福祉計画の目標

平成31年度末時点までに面的整備を行う。

平成30年度末までに東松山市地域自立支援協議会における取組を地域生活支援拠点運営する場・地域の体制作りを行う場とし、併せて中心的役割を担うコーディネーターを設置する。

平成31年度までにコーディネーターを中心に緊急時の受入れ・対応機能について協議し体制を整備する。

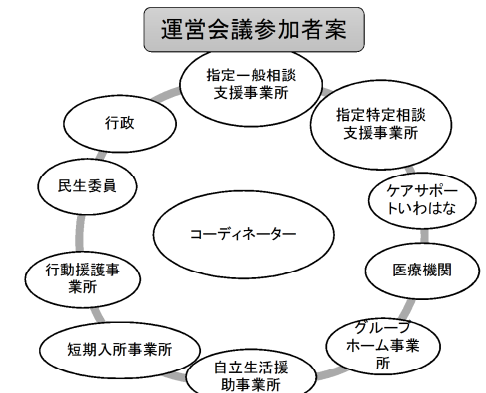
### 第5期障害福祉計画策定に際し 障害者計画等策定委員会に 提示した案

○比企地域における協議の内容（緊急コールは共同実施・区域を分ける）及び平成29年7月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知より右の5つの機能を持った地域生活支援拠点等を想定した。

第5期障害福祉計画策定時には面的整備であっても「地域生活支援拠点」としていた。

#### 地域生活支援拠点の整備について

目標設定	平成31年度末までに面的整備を行う
機能案	<b>運営会議</b> ○ 東松山市地域自立支援協議会のプロジェクトを発展させ、地域生活支援拠点の運営及び評価並びに地域移行・親からの自立等に関する相談を行う会議を発足させる。 ○ 会議の中心的役割を担うコーディネーターを設置する。 ○ 緊急時の受入れ・対応に関し必要な事業所等を検討など地域の体制づくりを行う。 ○ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関し協議を行う。
	<b>地域移行・親からの自立等に関する相談機能</b> ○ ヘルパー派遣などはないが緊急時の支援又は定期的な助言若しくは医療機関等との連絡調整が必要な世帯を把握する。 ○ 上記世帯を相談支援事業所や自立生活援助事業所に繋げる。 ○ グループホーム利用者に対し一人暮らしに向けた支援を行う。 ○ 地域の社会資源の調査や連携体制の構築を行う。
	<b>緊急時の受入れ・対応</b> ○ 緊急コール機能は障害者相談支援事業を利用して比企全体で共有する。 ○ 受入れ・対応を行う事業所は運営会議にて検討するが、行動援護事業所や短期入所事業所が想定される
	<b>体験の場の提供</b> ○ ケアサポートいわはなの自身体験ステイの活用
	<b>専門的分野の人材育成</b> ○ 行動援護連絡会などとの連携による人材育成のための研修等の実施



整備スケジュール案	
平成30年度	平成31年度
○ コーディネーターの配置 ○ 運営会議の設置 ○ 緊急時の受入れ・対応事業所に関する協議 ○ 緊急時受入れ・対応に係る市内事業所への協力依頼	○ 緊急時の受入れ・対応を市内事業所に依頼 ○ 説明会等の実施

## 平成30年度報酬改定後の考え方

### 平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定 地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評価する加算の創設

#### 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

拠点等における相談機能を強化する観点から、相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する**短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合**に加算する。

短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算

#### 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月

拠点等における地域の体制作りの機能を強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行った上で、在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合を評価する加算を創設する。

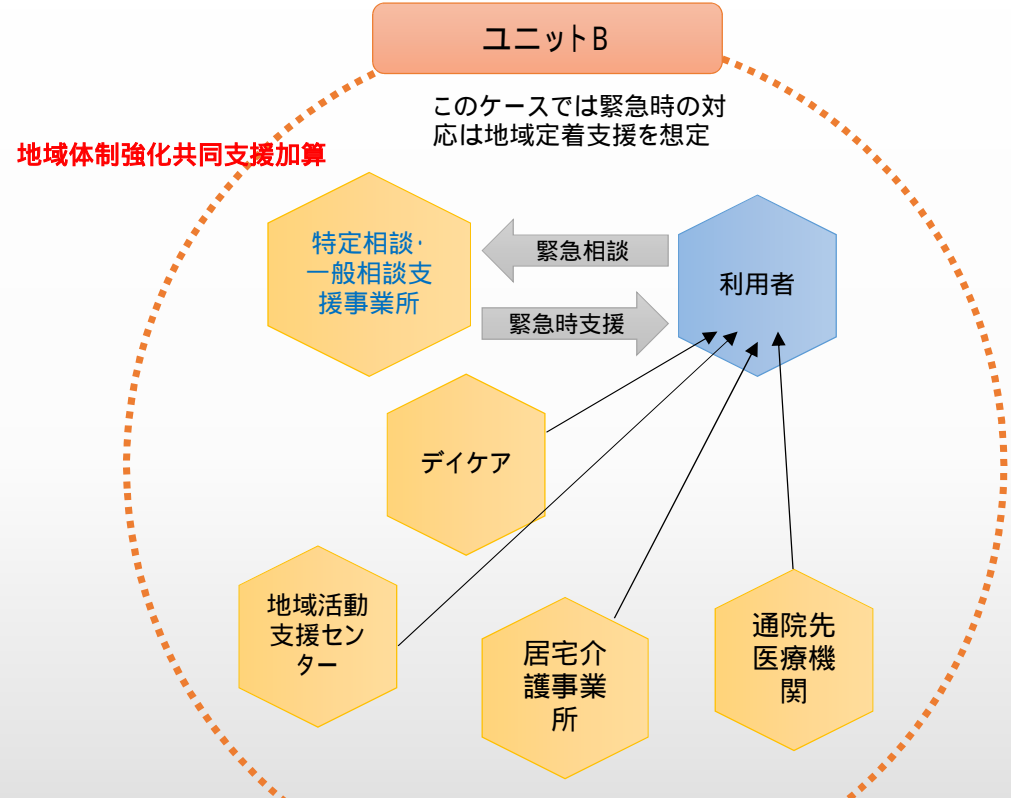
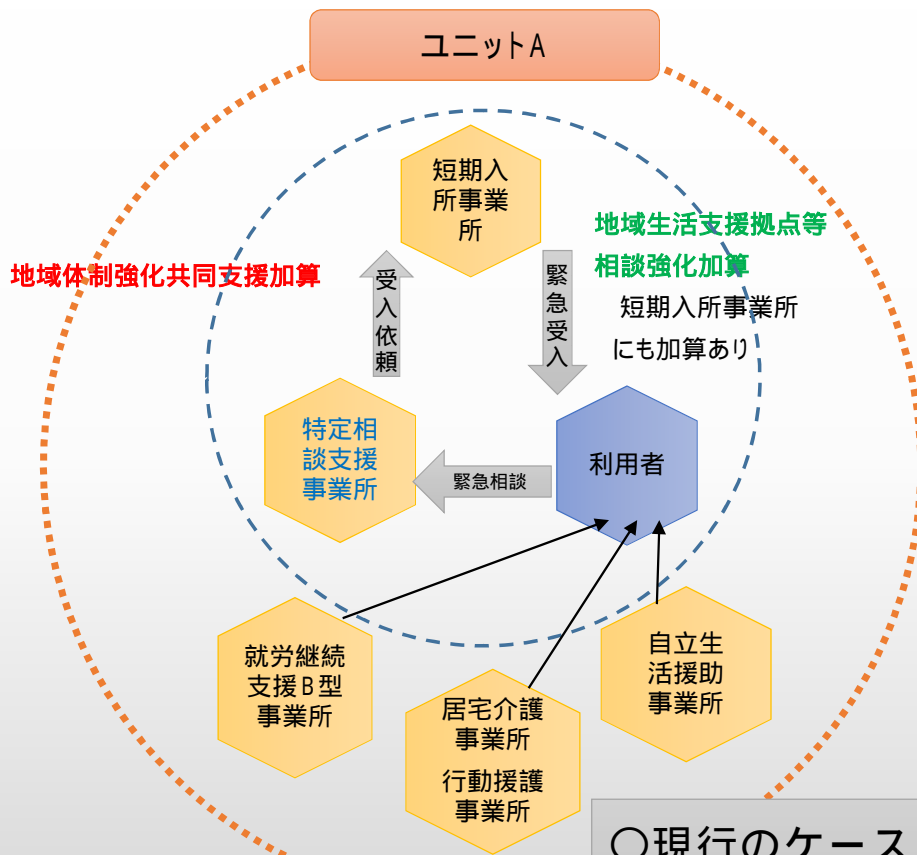
1 月1回を限度に加算

2 **当該加算は、相談支援事業所のみが加算できるものであるが、当該相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものでなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であるため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該相談支援事業所が負担することが望ましい。**



○平成30年度報酬改定により 地域生活支援拠点等相談強化加算 地域体制強化共同支援加算が新設されたため、計画策定時に想定した運営機能及び相談機能を再検討することにした。

# 現在検討している地域生活支援拠点等の相談機能

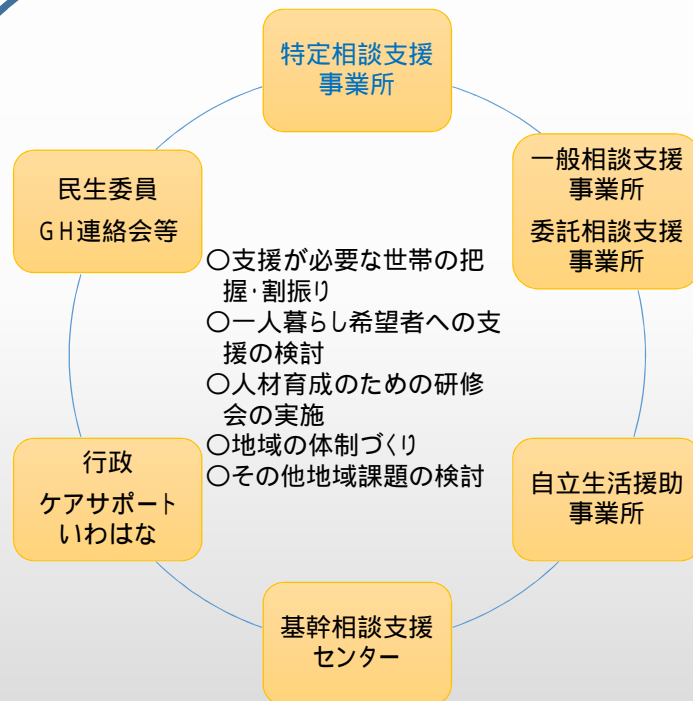


○現行のケースカンファレンス参加機関を基に、障害のある人の状況に応じて特定相談支援事業所を中心に多様なユニットを形成する。



## 現在検討している地域生活支援拠点等の運営・相談機能

(仮)地域自立支援協議会 地域生活支援拠点等部会案



このほかに保健センターや医療機関の参加が考えられる。

○前ページの各ユニットの特定相談支援事業所が(仮)地域自立支援協議会地域生活支援拠点等部会に参加する。

○この自立協の部会に参加することにより特定相談支援事業所は地域体制強化共同支援加算を請求できる。

○まったく支援機関につながない人の場合は、委託相談や行政窓口からこの部会につなぎ、部会により支援方法や担当する特定相談支援事業所を決定する。

## 今後の取組や課題

### 地域生活支援拠点等部会の検討

○東松山市地域自立支援協議会幹事会における検討の結果、地域生活支援拠点等部会の準備行為として、協議会内に地域生活支援拠点等検討プロジェクトを設置する。

### 特定相談支援事業所の充実

○セルフプラン解消が課題となっている中、特定相談支援事業所の重要性が増している。特に委託相談事業所においては、特定相談支援従事者が特定相談支援に専従する体制作りが必要となる。

### 自立生活援助事業所の必要性

○新サービスである自立生活援助の定期的な支援を受けることにより、緊急時対応を未然に防げるのではないかと考えられ、自立生活援助事業所の増加が必要である。

### 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムとの関係

○精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと地域生活支援拠点等を全く別物と考えるのは非効率的であるので保健所等と連携しながら、両制度の整合を図る。